

新旧対照表 (傍線は改定箇所)

現行	改定案	備考
<p>立地基準編 第3章 法第34条に関する立地の許可の基準 第2節 横浜市開発審査会提案基準第29号 障害者グループホームの開発行為、建築行為及び用途の変更の特例措置</p> <p>市街化調整区域において横浜市障害者グループホーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）に定める障害者グループホームを新築、増築、建て替え又はこれらの用に供する用途への変更を行う場合において、申請の内容が次の各項に該当するものであること。</p> <p>(立地基準) 1～8 略</p> <p>(施行期日) 9 この基準は、<u>平成29年4月1日</u>から施行する。</p> <p>注 1～2 略 3 申請に係る建築物の建築基準法（昭和25年法律第201号）における用途が、寄宿舍であること。</p> <p>4～6 略</p>	<p>立地基準編 第3章 法第34条に関する立地の許可の基準 第2節 横浜市開発審査会提案基準第29号 障害者グループホームの開発行為、建築行為及び用途の変更の特例措置</p> <p>市街化調整区域において横浜市障害者グループホーム設置運営要綱（以下「要綱」という。）に定める障害者グループホームを新築、増築、建て替え又はこれらの用に供する用途への変更を行う場合において、申請の内容が次の各項に該当するものであること。</p> <p>(立地基準) 1～8 略</p> <p>(施行期日) 9 この基準は、<u>令和2年7月7日</u>から施行する。</p> <p>注 1～2 略 3 申請に係る建築物の建築基準法（昭和25年法律第201号）における用途が、寄宿舍であること。<u>ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第213条の7に基づき指定短期入所事業所を併設する場合は用途を寄宿舍及び福祉ホームとする。</u></p> <p>4～6 略</p>	<p>関係法令の改正に伴い、日中サービス支援型障害施設者グループホームを設置する際には、短期入所施設が必置となることから、提案基準に規定する建築基準法の用途を追加するもの。</p>